

議案第 8 3 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年白岡町条例第 5 号）の一部を次のように改める。

別表学校薬剤師の部中「39, 900」を「90, 000」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

学校薬剤師の報酬について、県内における同規模市及び近隣市町との均衡並びに学校薬剤師の職務及び職責との相応を図るため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。